

【 高額療養費制度についてのご案内・手続き方法 】

高額医療費制度とは、医療期間や薬局の窓口で支払った金額（一部負担金）が1か月（暦日：1日～末日まで）の自己負担限度額を超えた金額が、医療保険（保険者）から払い戻される制度です。

*自己負担限度額は年齢や所得区分によって異なりますが、病院窓口での支払う金額が自己負担限度額までで済みます。

【限度額認定証の手続きについて】

当院では、2023年2月よりマイナンバーカードの健康保険証利用へ対応を開始したことに伴い、オンライン資格確認によりご提示いただいたマイナンバーカードを用いて、負担割合や上限額等の確認が行えるようになりました。

原則として入院中は当該制度を利用させていただきますが、医療保険の加入状況の確認ができない場合などでは、別途申請手続きのご案内をする場合もございます。

なお、こちらの制度を用いて確認できる情報につきましては、ご加入されている保険資格に付随する情報となりますので、これまでと同様に月に一度マイナンバーカードの提示をお願いいたします。

○入院時食事負担について

入院医療費とは別に食事負担金を下記の通りご負担いただきます。

（2026年6月～）

一般所得者		1食	550円
低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)	90日まで	1食	270円
	91日以降	1食	220円
低所得者Ⅰ (住民税非課税かつ世帯の所得が一定水準以下)		1食	130円

入院費が高額になったときのために

2026年8月1日～

「高額療養費助成制度」のご案内～

70歳未満の方

- マイナ保険証の利用した場合当院では事前の申請なしで自動的に限度額区分の確認ができます。マイナ保険証の手続きが済んでない方は自動で確認できない場合がございます。その際、ご加入の保険者への手続きをお願いする場合がございます。ご了承ください。手続き後は速やかに限度額適用認定証/減額認定証をご提示ください。ご提示がない場合はその方の自己負担での料金となります。ご了承ください。

注) 多数該当については入院が4回目以降の料金となります。

所得区分	限度額(月額。月をまたぐ場合、月別にかかります。)		食事代 (1食あたり)
	3回目まで※1	4回目以降※1	
ア. 月収 83万円以上	270,300円 ＋(1か月間の総医療費－901,000円) × 1%	140,100円	550円
イ. 月収 53～79万円	179,100円 ＋(1か月間の総医療費－597,000円) × 1%	93,000円	
ウ. 月収 28～50万円	85,800円 ＋(1か月間の総医療費－286,000円) × 1%	44,400円	
エ. 月収 26万円以下	61,500円		
オ. 低所得者 (非課税世帯)	36,900円	24,600円	270円 220円※2

※低所得者にあたらない小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者は、1食あたり330円。

70歳以上の方

- マイナ保険証の利用した場合当院では事前の申請なしで自動的に限度額区分の確認ができます。マイナ保険証の手続きが済んでない方は自動で確認できない場合がございます。その際、ご加入の保険者への手続きをお願いする場合がございます。ご了承ください。手続き後は速やかに限度額適用認定証/減額認定証をご提示ください。ご提示がない場合はその方の自己負担での料金となります。ご了承ください。
- 1割負担、2割負担の方: 医療費窓口自己負担額(月額)が下記の限度額までと決まっています(手続不要)。

注) 多数該当について入院が4回目以降の料金となります。

負担割合	所得区分		限度額(月額。月をまたぐ場合、月別にかかります。)		食事代 (1食あたり)
			3回目まで※1	4回目以降※1	
3割	Ⅲ. 月収 83万円以上		270,300円 ＋(1か月間の総医療費－901,000円) × 1%	140,100円	550円
	Ⅱ. 月収 53～79万円		179,100円 ＋(1か月間の総医療費－597,000円) × 1%	93,000円	
	Ⅰ. 月収 28～50万円		85,800円 ＋(1か月間の総医療費－286,000円) × 1%	44,400円	
2割	月収 26万円以下		61,500円		
1割	低所得 (非課税世帯)	区分Ⅱ	25,700円	24,600円	270円
		区分Ⅰ	15,700円		220円※2
					130円

※低所得者にあたらない指定難病患者は、1食あたり330円。

※1: 過去1年間での限度額該当回数。

※2: 過去1年間に90日を超えて入院しており、長期認定を受けた場合

※ 食事代、保険外(TV・冷蔵庫代、診断書等、(病衣、オムツ代))料金は別途かかります。

※ 病院・おむつ代して、CSセットをご利用の方は、株式会社エランから請求書が郵送されます。

【限度額計算例】75歳3割負担の方が限度額「Ⅰ」認定証を提出し、総医療費60万円の場合
 $85,800円 + (600,000円 - 286,000円) \times 1\% = 88,940円 + 食事代 + 保険外料金$

入院医事課